

鳥取県新商品による新事業開拓事業者認定要領

(目的)

第1条 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る中小企業者に対し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項第4号の規定に基づく認定（以下「新事業開拓事業者認定」という。）を行い、当該新商品の利用を促進することにより、中小企業者の成長と鳥取県経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「中小企業者」とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号。以下「法」という。）第2条第1項に定めるものであって、次の各号のいずれかを満たすものをいう。

- (1) 法第9条第1項の規定に基づき承認を受けた経営革新計画（以下「経営革新計画」という。）を実施中の者
- (2) 以下のいずれかに該当する事業計画（以下「第2条第2号計画」という。）を有し、かつ、その計画を実施中の者又は満了した者
 - ア 公益財団法人鳥取県産業振興機構起業創業チャレンジ補助金の交付決定を受けた事業計画
 - イ 公益財団法人鳥取県産業振興機構とっとり次世代・地域資源産業育成支援事業助成交付金の次世代産業育成事業分野の交付決定を受けた事業計画
 - ウ 鳥取県中小企業調査・研究開発支援補助金の交付決定を受けた中小企業調査・研究開発支援補助金事業計画（ものづくり事業化応援補助金の交付決定を受けたものづくり事業化応援補助金事業計画を含む）
 - エ 知事の認定を受けた鳥取県版経営革新計画（＜スタート型＞を含む）

(申請等)

第3条 中小企業者は新事業開拓事業者認定を受けようとする場合は、様式第1号の申請書に、様式第2号による実施計画（地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「施行規則」という。）第12条の3の2第1項に規定する実施計画をいう。以下同じ。）を添えて知事に申請しなければならない。

- 2 前項の申請を行うことができる中小企業者は、当該認定に係る新商品が次の各号のいずれかを満たすものとする。
 - (1) 鳥取県知事が承認した経営革新計画又は第2条第2号計画の中で開発されることが明記されている商品であって既に生産されているもの
 - (2) 鳥取県知事以外の者が承認した経営革新計画の中で開発されることが明記されている商品であって既に鳥取県内の生産拠点で生産されているもの
- 3 第1項の申請は、経営革新計画にあつては当該計画の満了日までに、第2条第2号計画にあつては当該計画期間満了の日から1年を経過する日までに行わなければならない。

(事業者の認定)

第4条 知事は、事業者から申請書が提出されたときは、実施計画が次条に定める認定基準のいずれにも適合することを確認したのものについて、事業者を認定する。

- 2 知事は、前項の規定により事業者の認定又は不認定を決定したときは、遅滞なくその旨を申請者に通知する。

- 3 第1項に定める認定期間は、認定の日から起算して3年間とする。
- 4 経営革新計画を実施中の認定事業者は、前項の期間が満了した場合において更新を希望するときには、様式第1号及び様式第2号により再申請することができる。
- 5 第4項に定める認定期間は、経営革新計画期間満了時までとする。

(事業者の認定基準)

第5条 前条第1項の認定基準は次のとおりとする。

- (1) 新商品が既存の商品と異なる使用価値を有し、実質的に別個な範疇に属するものであると認められること。
- (2) 新商品が、技術の高度化、経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。
- (3) 新商品の生産の実施方法及び必要な資金の調達方法が、新商品の生産を確実に実施するために適切であること。
- (4) 実施計画が実現可能な内容であること。
- (5) 実施計画が関係法令に違反しないこと。
- (6) 実施計画が公序良俗に反しないこと。

(実施計画の変更等)

第6条 認定事業者(新事業開拓事業者認定を受けた者をいう。以下同じ。)は、当該認定に係る実施計画を変更しようとするときは、知事に様式第3号により申請し、変更確認(施行規則第12条の3の2第3項の規定による確認をいう。)を受けなければならない。

(新事業開拓事業者認定の取消等)

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すものとする。

- (1) 認定事業者が中小企業者でなくなったとき。
- (2) 当該認定に係る新商品が、第3条各号の条件のいずれかを満たさなくなったとき。
- (3) 第5条に定める認定基準に適合しない場合。
- (4) 前3号に該当するときは、認定事業者は商工労働部産業振興課に速やかに報告するものとする。

(所掌)

第8条 この要領に関する事務は、商工労働部産業振興課において所掌する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年10月28日から施行する。

この改正は、平成22年5月26日から施行する。

この改正は、平成22年7月28日から施行する。

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

この改正は、平成27年11月30日から施行する。